

## 小型船舶用泊地等使用許可(変更)申請書 《記載例》

令和〇年 〇月 〇日

広島県広島港湾振興事務所長 様

申請者 住所 廿日市市口口丁目〇〇番地

氏名 廿日市 太郎

押印は不要

法人にあっては事務所の所在地,

名称及び代表者の氏名

連絡先電話番号 0845-12-3456

※連絡が可能な電話番号

次のとおり小型船舶用泊地等を使用したいので、許可してください。

## 1 使用する小型船舶用泊地等

国際拠点港湾 広島港 △△△地区

※ 港湾名、地区名は、資料3

「小型船舶用泊地図面」に記載があります。

## 2 係留等を行う船舶等

## (1) 船舶

モーターボート (船舶番号 273-12345 広島・船舶の長さ 5.60m)

## (2) 係留の用に供する工作物 (該当するものに○印)

ア 係船環 ( 2 基)

イ ロープ ( 2 本)

ウ 防舷材 ( 3 個)

エ 通船 (長さ 2.10m)

オ 桟橋 (長さ . m)

カ 渡橋 (長さ . m)

キ 梯子 ( 1 個)

ク その他 ( )

## 3 使用期間

令和 年 月 日から令和 7年 3月 31日まで

備考 1 小型船舶用泊地等とは、プレジャーボートの係留を許可することができるものと認めて知事が別に指定した水域及び当該水域へのプレジャーボートの係留の用に供する工作物を設置することとなる当該水域に接する岸壁、物揚場、防波堤その他の港湾施設及び漁港施設をいう。

2 「1 使用する小型船舶用泊地等」については、「地方港湾〇〇港〇〇地区(〇〇市〇〇町地先)」のうち、申請書添付書類中の位置図及び見取り図で示された小型船舶用泊地等の区域」の例により記載するものとする。

## 小型船舶用泊地等使用許可(変更)申請書《記載例》

令和〇年〇月〇日

# 同一地区内に複数の船がある場合の記載例

広島県広島港湾振興事務所長様

申請者 住所 廿日市市口口丁目〇〇番地  
 氏名 株式会社〇〇産業  
 代表取締役 廿日市 太郎

法人にあっては事務所の所在地、  
 名称及び代表者の氏名  
 連絡先 0845-12-3456

押印は不要

次のとおり小型船舶用泊地等を使用したいので、許可してください。

- 1 使用する小型船舶用泊地等  
 国際拠点港湾 広島港 △△△地区

※ 港湾名、地区名は、資料3

「小型船舶用泊地図面」に記載があります。

- 2 係留等を行う船舶等

## (1) 船舶

- ① モーター埠頭 (船舶番号 273-12345 広島・船舶の長さ 5.678m)  
 ② モーター埠頭 (船舶番号 274-67890 広島・船舶の長さ 8.200m)
- 計 2隻 13.878m

## (2) 係留の用に供する工作物 (該当するものに○印)

- |                  |                  |
|------------------|------------------|
| ア 係船環 ( 2基)      | ア 係船環 ( 2基)      |
| イ ロープ ( 2本) ①の船舶 | イ ロープ ( 2本) ②の船舶 |
| ウ 防舷材 ( 個)       | ウ 防舷材 ( 個)       |
| エ 通船 (長さ m)      | エ 通船             |
| オ 桟橋 (長さ 5.15m)  | オ 桟橋 (①の船舶と共に)   |
| カ 渡橋 (長さ 2.30m)  | カ 渡橋 (①の船舶と共に)   |
| キ 梯子 ( 個)        | キ 梯子 ( 個)        |
| ク その他 ( )        | ク その他 ( )        |

## 3 使用期間

令和 年 月 日から令和 7年 3月 31日まで

- 備考 1 小型船舶用泊地等とは、プレジャー埠頭の係留を許可することができるものと認めて知事が別に指定した水域及び当該水域へのプレジャー埠頭の係留の用に供する工作物を設置することとなる当該水域に接する岸壁、物揚場、防波堤その他の港湾施設及び漁港施設をいう。
- 2 「1 使用する小型船舶用泊地等」については、「地方港湾〇〇港〇〇地区(〇〇市〇〇町地先)のうち、申請書添付書類中の位置図及び見取り図で示された小型船舶用泊地等の区域」の例により記載するものとする。

## 必要添付書類一覧表

必要添付書類		摘要
1	船舶検査証書の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請書に記載の船舶の長さは、これによる。</li> </ul>
2	位置図	<ul style="list-style-type: none"> <li>資料7位置図（記載例）を参考に、位置図に係留位置を記載する。防波堤、護岸等の恒久的物から距離も示し、係留位置を特定する。</li> </ul>
3	見取り図	<ul style="list-style-type: none"> <li>資料8見取り図（記載例）を参考に、係留状態が分かるように、係留船舶の他、ロープ、係船環、防舷材、桟橋、渡橋、はしご等の係留に使用する工作物について、適当な縮尺で作図する。</li> <li>船舶、桟橋及び渡橋の長さ及び幅も記載する。</li> </ul>
4	写真	<ul style="list-style-type: none"> <li>小型船舶用泊地等を使用することとなる船舶及び係留の用に供する工作物の全てを写したもの。</li> </ul> <p>※資料10写真（撮影例）のとおり、係船環の写真も必要</p>
5	誓約書	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請者が暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等に該当しないこと、今後も暴力団等に該当することはないと等について誓約する。</li> </ul>
6	構成員内訳書	<ul style="list-style-type: none"> <li>プレジャーボート組合等の代表者が申請する場合に限る。</li> <li>構成員の氏名及び住所並びに所有船舶を明示する（様式任意）。</li> </ul>
7	その他必要と認める書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>1～6の添付書類以外に必要と認められるものについて、添付を求める。</li> </ul>

※ 添付書類も1部提出してください。

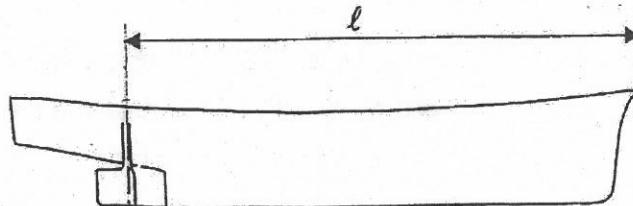
(裏面)

船舶の全長	船灯や汽笛など海上衝突予防法に関する航海用具の設備基準の基礎となるもので、船体の長さのことです。登録に用いられる「船舶の長さ」とは異なります。
船舶の長さ	小型船舶の登録上の長さで、検査手数料の算定や技術基準の基礎となるものです。全長とは異なり、下図により算定されます。なお、都道府県による船籍票の交付を受けた船舶（総トン数 5 トン以上 20 トン未満の船舶）、漁船登録を受けた小型漁船及び船舶検査証書を受有する船舶については、当該船籍票、漁船登録票又は船舶検査証書にこの長さが記載されています。

### 【 船舶の長さ 】

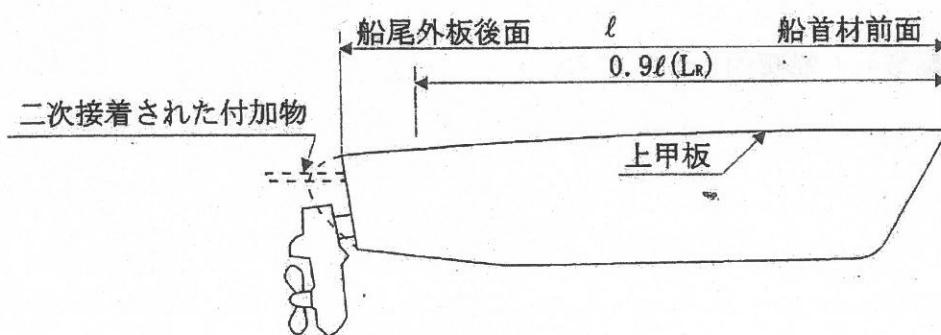
#### 1 舵の有る船

$$\ell = \text{船の長さ}$$



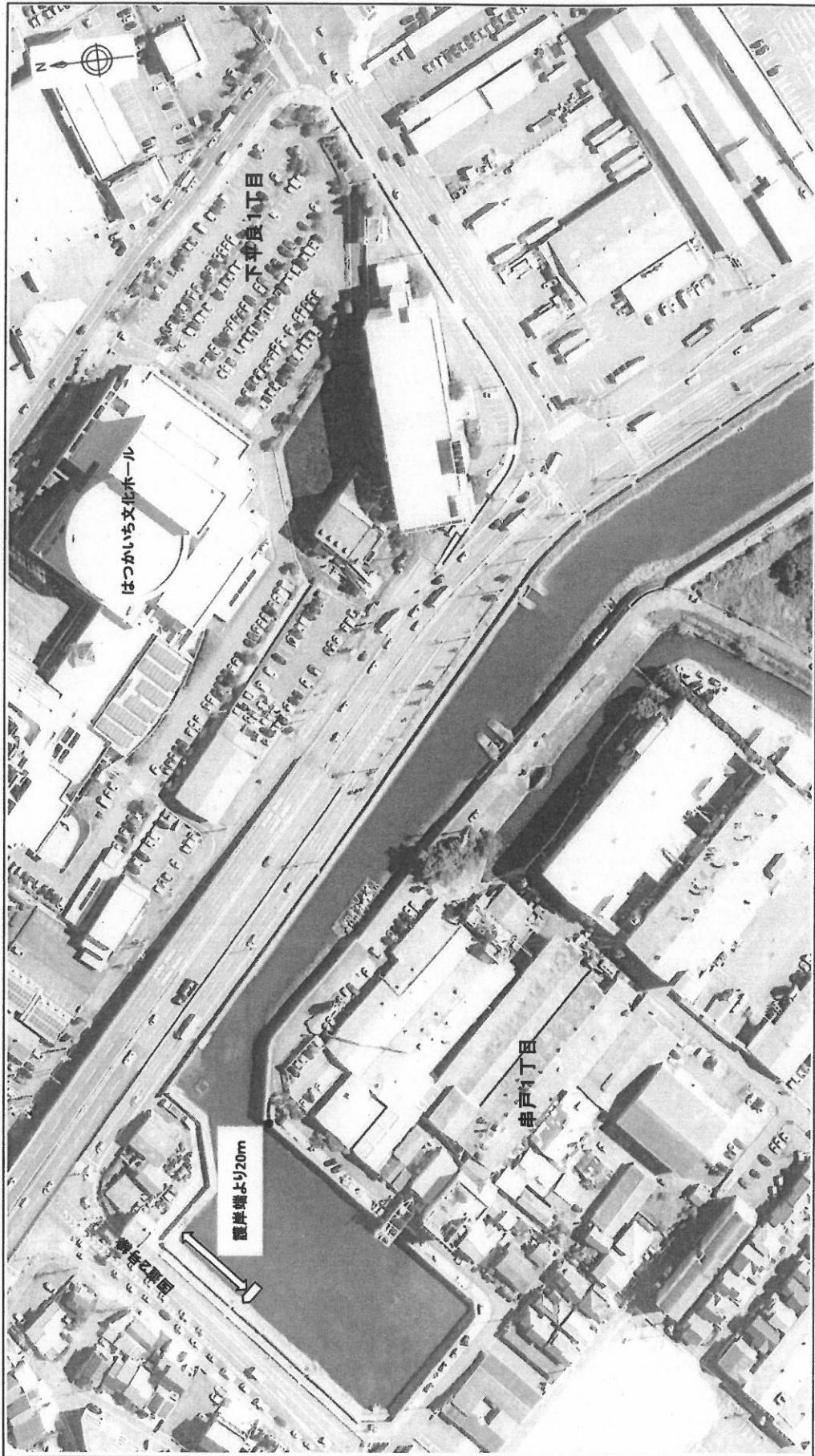
#### 2 舵の無い船（船外機等）

$$\ell (\text{船の長さ}) \times 0.9 = \text{船舶の長さ}$$

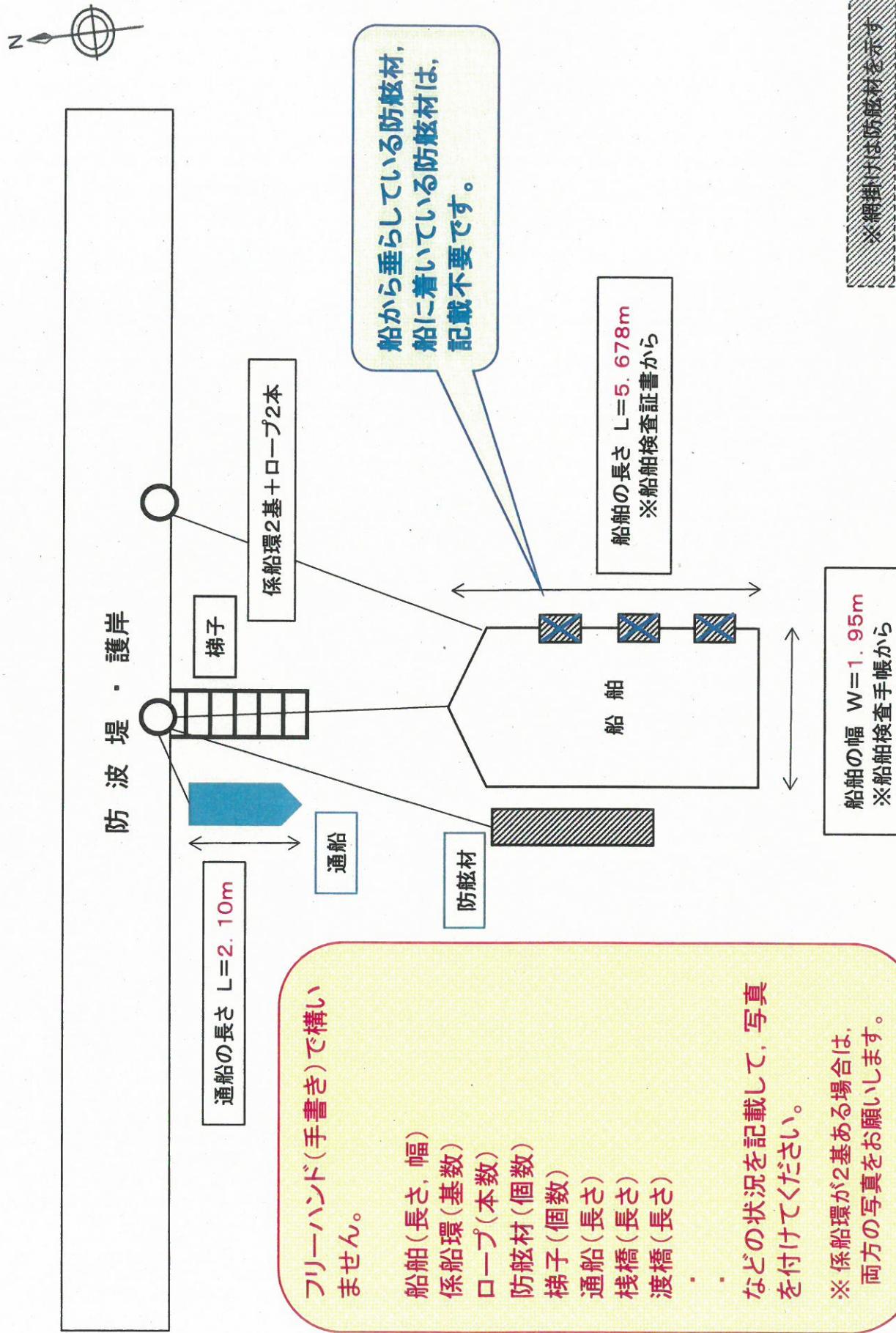


## 位置図<記載例>

図郭番号	調査区域区分	港湾名	河川名	地区名	調査年月日	縮尺	プロット番号	通し番号
広1	港湾単独	広島港	一	串戸地区	平成30年7月9日	1/1270	H1	1/1



## 見取り図 《記載例》



《記載例》

誓 約 書

令和〇年 〇月 〇日

広島県広島港湾振興事務所長 様

住所 広島県廿日市市口口丁目〇〇番地

氏名 廿日市 太郎 押印は不要

生年月日 昭和〇 年〇 月 〇 日生

私は、広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第2条第3号に規定する暴力団員等に該当しないこと及び今後も暴力団員等に該当することはないことを誓約します。

《記載例》

誓 約 書

令和〇年 〇月 〇日

広島県広島港湾振興事務所長 様

所在地 広島県廿日市市口口丁目〇〇番地

商号又は名称 株式会社 〇〇産業

代表者氏名 代表取締役 廿日市 太郎

押印は不要

当社役員及び社員は、広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第2条第3号に規定する暴力団員等に該当しないこと及び今後も暴力団員等に該当することはないことを誓約します。

# 写真 <撮影例>

※係船環×3基、ロープ×4本、防舷材×1基（船から垂らしている小さい防舷材は除く）

